

い、検討委員会の会長が認めただうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができません。

ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。

6 問い合わせ先

熊本県立高等学校入試制度検討委員会事務局（熊本県教育庁高校教育課）  
（電話 096-383-1111 内線 6668）

**熊本県公安委員会規則第4号**

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年6月13日

熊本県公安委員会委員長 本 田 暁 良

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。

（臨時適性検査の通知等）

第32条 法第102条第3項及び第107条の4第1項の規定による適性検査の通知は、次の各号に掲げる適性検査に係る者の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行う。

（1） 運転免許試験（仮運転免許の運転免許試験を除く。）に合格した者 別記様式第23号の通知書

（2） 運転免許（仮運転免許を除く。）を受けた者 別記様式第23号の2の通知書

（3） 仮運転免許の運転免許試験に合格した者 別記様式第23号の3の通知書

（4） 仮運転免許を受けた者 別記様式第23号の4の通知書

（5） 国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者 別記様式第23号の5の通知書

2 法第90条第6項及び法第103条第5項の規定による適性検査の受検の命令は別記様式第23号の6の命令書により、診断書の提出の命令は別記様式第23号の7の命令書により行う。

別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第23号（第32条関係）

臨時適性検査通知書（仮運転免許以外）

熊公委第 号  
年 月 日

住所  
氏名 殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施するので通知します。

なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は、臨時適性検査の通知（運転免許の保留）  
運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知（運転免許の保留）  
を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考1 適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知（運転免許の保留）」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、「臨時適性検査の通知（運転免許の保留）」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第23号の次に次の6様式を加える。

別記様式第23号の2（第32条関係）

臨時適性検査通知書（仮運転免許以外）	
熊公委第 号 年 月 日	
住所 氏名	殿
熊本県公安委員会 印	
<p>第1項 第2項</p> <p>道路交通法第102条に規定する適性検査を下記のとおり実施するので通知します。</p> <p>なお、この通知を受け、やむを得ない理由がなく適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し 効力の停止の処分を受けることとなります。</p>	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考1 運転免許を受けた方がやむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は停止の処分を受けることはありません。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第23号の3 (第32条関係)

臨時適性検査通知書 (仮運転免許)

熊公委第 号  
年 月 日

住所  
氏名 殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施するので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 別記様式第23号の4 (第32条関係)

## 臨時適性検査通知書 (仮運転免許)

熊公委第 号  
年 月 日住所  
氏名 殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第102条<sup>第1項</sup>に規定する適性検査を下記のとおり実施するので通知します。  
第2項

なお、この通知を受け、やむを得ない理由がなく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考1 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。

2 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合 (一定の場合を除く。) のことです。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第23号の5 (第32条関係)

臨時適性検査通知書 (国際運転免許等)

熊公委第 号  
年 月 日

住所  
氏名 殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第107条の4第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施するので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第23号の6 (第32条関係)

適 性 検 査 受 検 命 令 書

熊公委達第 号  
年 月 日

住所  
氏名 殿

熊本県公安委員会 印

第90条第6項  
道路交通法 第103条第5項の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。

拒否又は保留  
取消し又は効力の停止  
なお、この命令に違反して適性検査を受けない場合は、運転免許の  
の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考1 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第23号の7（第32条関係）

診 断 書 提 出 命 令 書

熊公委達第 号  
年 月 日

住所  
氏名 殿

熊本県公安委員会 印

第90条第6項 第18条の4第2項  
道路交通法 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則 第29条の5第2項  
第103条第5項  
に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

拒否又は保留  
取消し又は効力の停止  
なお、この命令に違反して診断書を提出しない場合は、運転免許の  
の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命 ず る 理 由	
診断書の提出期限	年 月 日
その他必要な事項	
備 考	

- 備考1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」を受けることとなることを意味します。
- 2 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



附 則  
この規則は、公布の日から施行する。